

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：経済産業省、経済産業局、産業保安監督部、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.0%
全職員	65.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	87.6%
本省課室長相当職	96.0%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	93.1%
係長相当職	91.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	87.3%
26～30年	87.8%
21～25年	83.7%
16～20年	77.6%
11～15年	74.4%
6～10年	87.8%
1～5年	90.2%

【説明欄】

勤続年数11年～20年の給与の男女間の差異は、扶養手当や住居手当について、受給者に占める男性職員の割合が女性職員の割合よりも高いこと、女性に比べて、相対的に男性職員の超過勤務時間が長く、超過勤務手当の分多く給与が支払われていること、育児短時間勤務の短縮時間分の給与の減額について女性の方が多いため等から生じているものと推測される。なお、役職段階別に比較を行うと男女間の差異は比較的小さくなっている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。